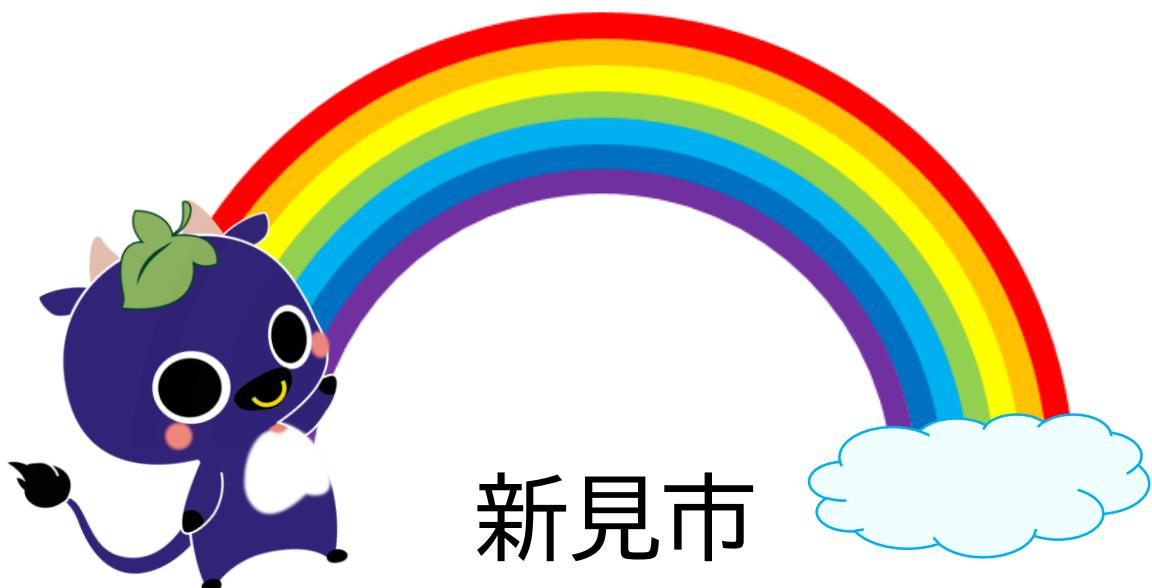


新見市
パートナーシップ・
ファミリーシップ
宣誓制度

ガイドブック



目次

- 1 新見市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度
- 2 制度を利用する方
- 3 手続きの流れ
- 4 宣誓に必要な書類
- 5 宣誓後の手続き
- 6 宣誓書受領証・宣誓書受領カード
- 7 新見市で受けられる行政サービス
- 8 他の自治体との相互利用
- 9 よくある質問



1 新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

新見市では、「市民一人ひとりが互いを認め合い、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現」を目指し、令和7年12月1日から新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

- 一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に支え合うことを市に宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。
- 宣誓者には「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード」を交付します。
- 宣誓する方に未成年の子または親(養子・養親を含む)がいらっしゃる場合、家族として受領証に氏名を記載することができます。
- この制度は、婚姻関係とは異なり、法律上の効力(相続、税の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていくよう、市が応援するものです。

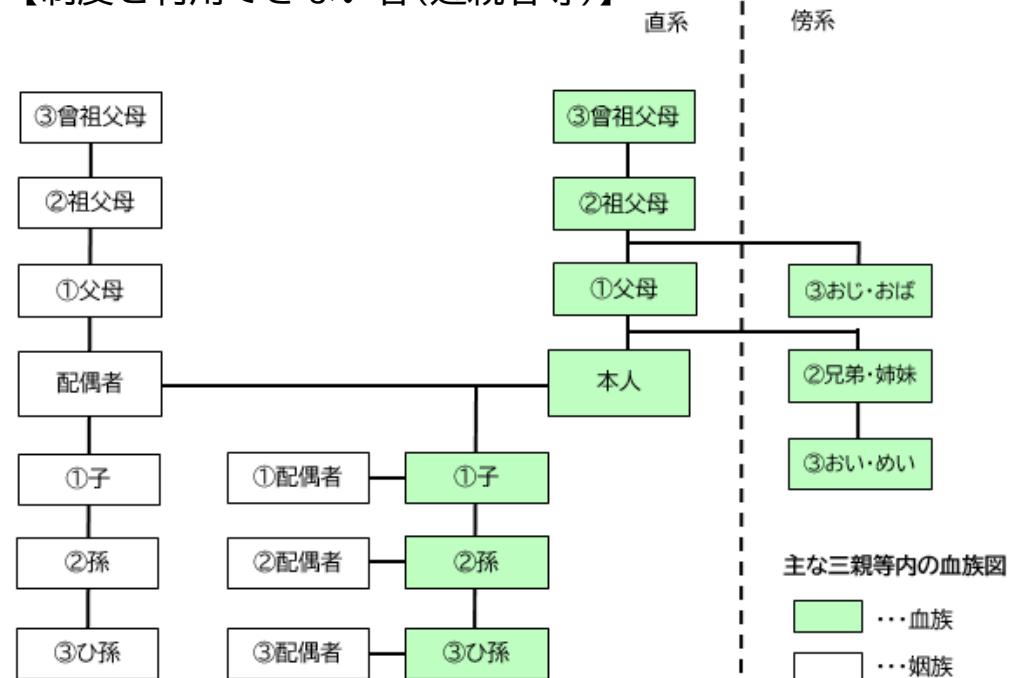


2 制度を利用できる方

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、以下すべての要件を満たす必要があります。

- 互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であること
 - 成年(18歳以上)に達していること
 - 双方が新見市に住所がある、または一方が市内に居住し、もう一方が新見市への転入を予定していること
 - 配偶者がないこと
 - 他の方とパートナーシップ関係ないこと
 - 民法で定められている近親者ないこと
- ※下図関係(続柄)の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。
- ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の同意が得られていること(パートナーの少なくとも一方と生計が同一であること)

【制度を利用できない者(近親者等)】



3 手続きの流れ

①宣誓日の事前予約

- ◆宣誓希望日の3日前まで(土・日・祝日・年末年始を除く)に、電話またはメールで宣誓の予約をしてください。

連絡先 新見市 総務課

電話 0867-72-6204

メール soumu@city.niimi.lg.jp

※予約時に次のことをお伝えください

- (1)宣誓希望日時(第3希望まで)
- (2)お二人の氏名、住所、生年月日
- (3)代表の方の日中の連絡先

②宣誓日当日

- ◆予約した日時に、必要書類をご準備の上、お二人そろって来庁してください。
- ◆宣誓は、職員立ち会いのもと、パートナーシップ宣誓書(様式第1号)(以下「宣誓書」という。)を記入していただきます。
- ◆ファミリーシップ対象者の来庁は必要ありませんが、15歳以上の方については、事前に自署したファミリーシップ宣誓書(様式第2号)を持参してください。

③宣誓書受領証などの交付

- ◆宣誓の要件を満たし、書類に不備などがないれば、宣誓日から概ね1週間を目安に郵送で宣誓書受領証1部、宣誓書受領カード2部を交付します。
- ◆希望があれば窓口での交付も行いますので、日程を調整させていただきます。



4 宣誓に必要な書類

①住民票の写しまたは住民票記載事項証明(発行から3か月以内のもの)

◆本籍地・世帯主・続柄・個人番号の表示は不要です。

※お二人が同一世帯の場合は一通で可能です。

宣誓時において新見市に住所を有しない方の場合は、住民票等に代えて、新見市への転入予定が記載された「転出証明書等」が必要です。

②婚姻していないことを証明する書類(発行から3か月以内のもの)

◆戸籍抄本や独身証明書等

※外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、配偶者がないことを証明できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

③通称名が確認できる書類(通称名の利用を希望する場合)

◆社会生活の中で使用していることがわかる書類

(例)法人が発行した身分証明、郵便物や公共料金の領収書 など。



4 宣誓に必要な書類

④ファミリーシップ対象者と生計が同一であることがわかる書類
(ファミリーシップを宣誓する場合)

◆源泉徴収票・課税台帳などの写し、預金通帳、確定申告書の写しなど

⑤本人確認書類(有効期限内であるもの)

1点の提示で良いもの (顔写真があるもの)	2点の提示が必要なもの (顔写真がないもの)
<ul style="list-style-type: none">◎マイナンバーカード◎パスポート◎運転免許証◎障害者手帳◎在留カードまたは特別 　永住証明書◎その他、官公署が発行 　したものなど	<ul style="list-style-type: none">◎各種医療証◎介護保険被保険者証◎年金手帳、年金証書◎その他、官公署が発行 　したものなど

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限り
ます。



5 宣誓後の手続き

宣誓後の宣誓書受領証等に関する手続きは次のとおり、総務課で受付しますので、手続きの希望日時を事前にご連絡ください。また、いずれの手続きにも本人確認ができる書類が必要です。

(1)再交付手続き

受領証等の紛失や汚損などの事情により再交付を希望する場合は、再交付を行います。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第5号)を提出してください。

(2)変更手続き

宣誓事項に変更がある場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」(様式第6号)を提出してください。

(3)返還手続き

次のいずれかに該当する場合は「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」(様式第7号)を提出してください。

- ・ 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- ・ 一方が死亡したとき。
- ・ 配偶者ができるとき。



6 宣誓書受領証・宣誓書受領カード

宣誓書受領証

様式第3号（第5類関係）

新 第 号
年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

【パートナーシップ宣誓者】

様
(年 月 日生)

様
(年 月 日生)

住所

住所

【ファミリーシップ対象者】

様
(年 月 日生)

様
(年 月 日生)

様
(年 月 日生)

様
(年 月 日生)

宣誓日 年 月 日

新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度要綱の規定に基づき、宣誓書を受領したこと
を証明します。

新見市は、多様性を認め合い、個性を尊重し合うことができる、人権尊重のまちを目指しています。

新見市は、お互いを人生のパートナーとして、ありのままの自分を表現するとともに新しい生活を
送ることを応援します。

新見市長

印

宣誓書受領カード

新 第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書を受領したこと
を証明します。

宣誓日 年 月 日

_____様 _____様

年 月 日 新見市長 印

この受領カードは、お互いに人生のパートナー・ファミリーの関係
にあり、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを新見市と
して証するものです。
※受領カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解ください
ますよう、お願ひいたします。

【ファミリーシップ】

_____様 _____様
_____様 _____様

（裏
面）

7 新見市で受けられる行政サービス

パートナーシップの宣誓を行うことで、次のような行政サービスが利用でき、手続きもスムーズになります。

- 市営住宅の入居
- 救急搬送証明書の交付
- り災証明書の交付
- 教育・保育給付認定申請、保育所等利用申請
- 子育てのための施設等利用給付認定申請

8 他の自治体との相互利用

お二人が、パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用の協定を締結している自治体へ転出する場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用届」(様式第8号)を市へ提出することにより、転出先自治体でもそのまま使用することができる場合があります。お二人分の受領証、受領カード、お二人分の本人確認ができる書類をお持ちください。



9 よくある質問

○婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ制度との違いは何ですか。

A婚姻は法律に基づいて行われ、法的権利・義務が生じます。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は法的な効力はありません。

○事実婚は対象となりますか。

A性的マイノリティではない方で事実婚の方は対象になりません。

○制度を利用するのに費用はかかりますか。

A宣誓や宣誓書受領証、宣誓書受領カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料などは自己負担となります。

○代理や郵送での宣誓はできますか。

Aできません。宣誓は職員の面前で本人確認と意思確認をさせていただきますので、必ずお二人でお越しください。

○パートナーシップ・ファミリーシップ関係を解消した場合はどうなりますか。

Aパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)を提出し、宣誓書受領証等を返還してください。

○宣誓書受領証等に有効期限はありますか。

A有効期限はありません。



9 よくある質問

○市外に転出する場合はどのように手続きが必要ですか。

Aパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)を提出するとともに、宣誓書受領証等を返還してください。ただし、自治体間相互利用の協定を締結している自治体へ転出する場合は「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用届」(様式第8号)を提出することにより、宣誓書受領証等を返還することなく、そのまま使用できる場合がありますので、総務課にお問い合わせください。

○プライバシーは守られますか。

A宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。また、市職員には守秘義務が課されておりますので、ご安心ください。

○同居していないと宣誓できませんか。

A同居している必要はありません。ただし、ファミリーシップを宣誓する場合は、生計が同一である必要があります。

○養子縁組をしている場合は宣誓できますか。

Aパートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合は宣誓できます。

○宣誓書受領証等の再交付はできますか。

A紛失や、汚れたり破れたりした場合「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第5号)の提出により、再交付をすることができます。



新見市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度ガイドブック

令和7年12月発行

新見市総務部総務課
新見市新見310番地3
TEL：0867-72-6204
FAX：0867-72-3602
E-mail：soumu@city.niimi.lg.jp

